

岩手県告示第613号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成25年8月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 海岸名 岩手県三陸北沿岸茂師漁港海岸茂師地区海岸
- 2 指定区域 次の基点1から基点4までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点4と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域
 - 基点1 北緯39度49分52秒9599、東経141度58分33秒4285
 - 基点2 北緯39度49分51秒4534、東経141度58分30秒8961
 - 基点3 北緯39度49分49秒2416、東経141度58分32秒7575
 - 基点4 北緯39度49分50秒4158、東経141度58分35秒4806

備考 関係図面は、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センターに備えておいて縦覧に供する。